

第2項 騒音・振動の防止

1 工場・事業場等の騒音・振動対策

「騒音規制法」及び「振動規制法」は、工場・事業場等、建設作業から発生する騒音・振動を規制し、自動車騒音・振動に対する要請等を定めています。さらに、「群馬県的生活環境を保全する条例」においては、飲食店営業等から深夜発生する騒音や航空機による商業宣伝放送について規制しています。また、「騒音規制法」の規制対象外である3施設（コンクリートブロックマシン、製瓶機、ダイカストマシン）を、「振動規制法」の規制対象外である5施設（圧延機械、送風機、シェイクアウトマシン、オシレイティングコンベア、ダイカストマシン）及び1作業（空気圧縮機を使用する作業）を規制対象としています。

(1) 騒音・振動について規制する地域の指定

騒音・振動公害は、発生源の周辺地域に限られ、大気汚染や水質汚濁のように広域的に影響を及ぼすおそれがありません。そのため、生活実態のない地域等について規制する必要がないことから、「騒音規制法」及び「振動規制法」では、保全する地域を指定し、この指定地域内にある工場・事

業場等から発生する騒音・振動を規制しています。県では全町村について地域指定しています（ただし、全域ではありません。また、市域は各市において指定しています）。

(2) 工場・事業場等への指導

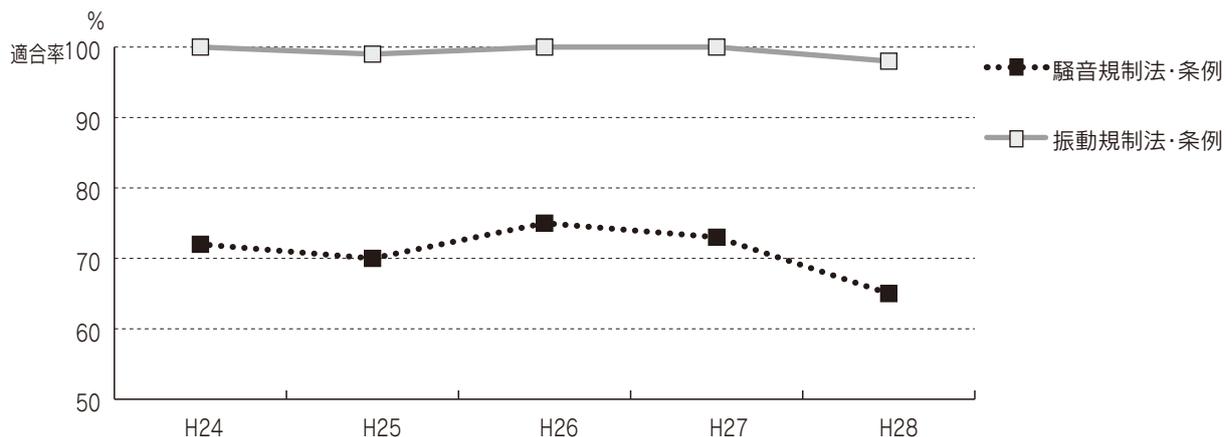
騒音・振動に係る事務は、市町村長に権限が委任されており（航空機による商業宣伝放送を除く。）、「騒音規制法」、「振動規制法」及び「群馬県的生活環境を保全する条例」に基づく規制基準の遵守及び各種手続きの適正な実施は、市町村によって工場設置者及び事業者に対して指導されます。

市町村で実施した騒音・振動特定工場等調査の結果は表2-4-2-9及び図2-4-2-8のとおりです。

表2-4-2-9 平成28年度騒音・振動特定工場等調査結果

根拠法令	調査工場数	適合(数)	適合(%)
騒音規制法	91	59	65%
振動規制法	57	56	98%
条例	0	0	—

図2-4-2-8 騒音・振動特定工場等調査結果の推移



(3) 航空機による商業宣伝放送

平成28年度は54回実施がありました。宣伝内容は、自動車販売関係が100%を占め、1回あたりの実施時間は120分でした。

2 環境騒音の測定調査

(1) 環境騒音測定結果

現在、騒音に係る環境基準は等価騒音レベル^{*15}をもって評価しています。各市町村が平成28年度に行った環境騒音測定結果に基づく環境基準の

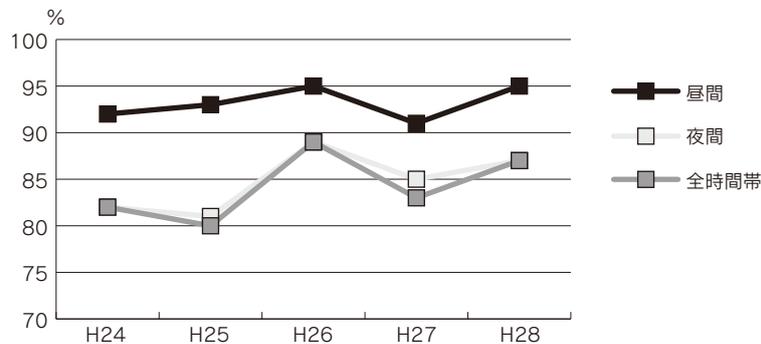
達成状況は、表2-4-2-10に示すとおりです。時間帯別では、夜間の環境基準達成率が低くなっています。

表2-4-2-10 平成28年度環境騒音の環境基準達成状況

区分	地域			測定地点総数	環境基準達成地点						
	内訳	類型	区分		昼間		夜間				
					数	%	数	%			
市部	総数			123	108	88	118	96	108	88	
	内訳	A類型	一般地域	17	17	100	17	100	17	100	
			道路に面する地域	0	0	-	0	-	0	-	
			特例区間	1	0	0	1	100	0	0	
		B類型	一般地域	33	29	88	33	100	29	88	
			道路に面する地域	5	5	100	5	100	5	100	
			特例区間	32	28	88	29	91	28	88	
	C類型	一般地域	12	11	92	12	100	11	92		
		道路に面する地域	4	4	100	4	100	4	100		
		特例区間	19	14	74	17	89	14	74		
	町村部	総数			9	7	78	8	89	7	78
		内訳	A類型	一般地域	1	0	0	1	100	0	0
道路に面する地域				0	0	-	0	-	0	-	
特例区間				0	0	-	0	-	0	-	
B類型			一般地域	3	2	67	2	67	2	67	
			道路に面する地域	0	0	-	0	-	0	-	
			特例区間	4	4	100	4	100	4	100	
C類型		一般地域	0	0	-	0	-	0	-		
		道路に面する地域	0	0	-	0	-	0	-		
		特例区間	1	1	100	1	100	1	100		
総計		総数			132	115	87	126	95	115	87
		内訳	A類型	一般地域	18	17	94	18	100	17	94
	道路に面する地域			0	0	-	0	-	0	-	
	特例区間			1	0	0	1	100	0	0	
	B類型		一般地域	36	31	86	35	97	31	86	
			道路に面する地域	5	5	100	5	100	5	100	
			特例区間	36	32	89	33	92	32	89	
	C類型	一般地域	12	11	92	12	100	11	92		
		道路に面する地域	4	4	100	4	100	4	100		
		特例区間	20	15	75	18	90	15	75		

(注) 特例区間：県告示において幹線交通を担う道路に指定された道路のうち2車線以下は道路端から15m、2車線を越えるものは20mの範囲を指します。この区間は特例基準が適用されます。

図2-4-2-9 環境騒音の環境基準達成状況の推移



*15等価騒音レベル：ある時間範囲Aについて、変動する騒音レベルをエネルギー的に平均値として表したものの。時間的に変動する騒音のある時間範囲Aにおける等価騒音レベルは、その騒音の時間範囲Aにおける平均二乗音圧と等しい平均二乗音圧をもつ定常音の騒音レベルに相当します。(単位はデシベル (dB)。)

(2) 自動車騒音測定結果

ア 一般道路

平成28年度は、県内主要道路沿線の25地点で、市町村により自動車騒音の測定が行われました。

環境基準の達成状況及び要請限度の超過状況は表2-4-2-11のとおりです。

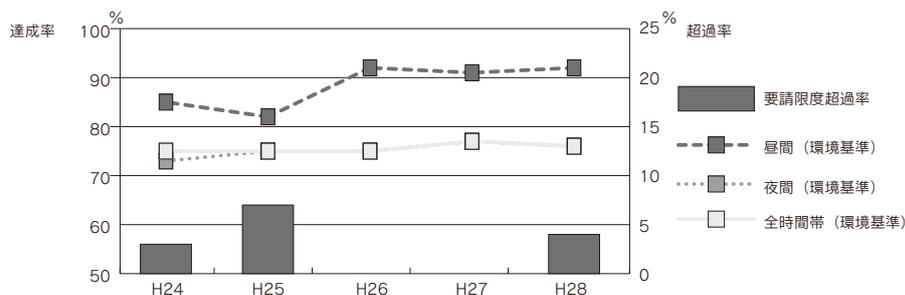
測定地点のうち19地点（76%）が昼間及び夜間の時間帯で環境基準を達成しました。

また、自動車騒音の要請限度（公安委員会に対する要請及び道路管理者に意見を述べる際に自動車騒音の大きさを判定する基準）では、1地点（4%）で要請限度を超えました。

表2-4-2-11 平成28年度環境基準達成状況及び要請限度の超過状況（一般道路）

区域の区分	車線数	測定地点数	環境基準達成地点数			要請限度超過地点数		
			昼	夜	合計	昼	夜	合計
b区域	2	5	4	5	4	0	0	0
c区域	2	15	12	14	12	0	0	0
	4	4	2	3	2	1	0	1
	6	1	1	1	1	0	0	0
合計			19	23	19	1	0	1
達成率・超過率		25	76%	92%	76%	4%	0%	4%

図2-4-2-10 環境基準達成状況及び要請限度の超過状況の推移（一般道路）



イ 高速道路

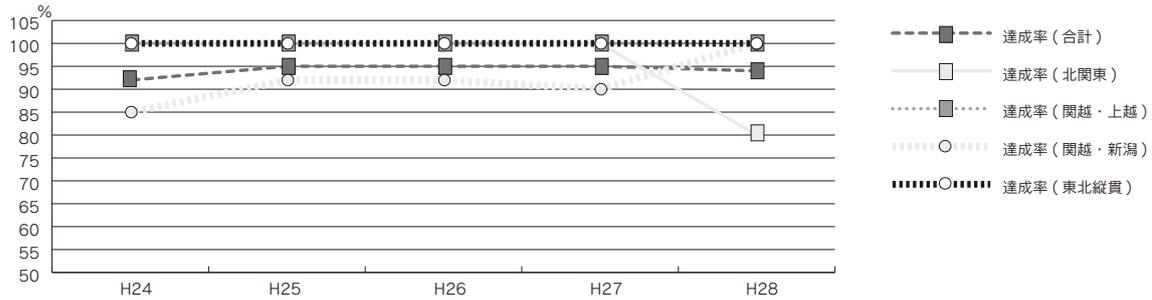
東北縦貫自動車道、関越自動車道新潟線、関越自動車道上越線（上信越自動車道）及び北関東自動車道における沿線地域の騒音の状況を把

握するため、沿線市町村により自動車騒音測定を行いました。その結果は、表2-4-2-12及び図2-4-2-11のとおりです。

表2-4-2-12 平成28年度環境基準達成状況（高速道路）

路線名	調査地域	地域の類型	測定地点数	環境基準達成	
				地点数	比率
東北縦貫自動車道	板倉町	B類型	1	1	100%
	小計		1	1	100%
関越自動車道新潟線	渋川市・みなかみ町・玉村町	B類型	7	7	100%
		C類型	2	2	100%
	小計		9	9	100%
関越自動車道上越線	富岡市	B類型	1	1	100%
		C類型	1	1	100%
	小計		2	2	100%
北関東自動車道	太田市	B類型	5	4	80%
	小計		5	4	80%
総合計			17	16	94%

図2-4-2-11 環境基準達成状況の推移（高速道路）



(3) 新幹線鉄道騒音・振動

上越新幹線、北陸新幹線における沿線地域の騒音・振動の状況を把握するため、新幹線騒音・振動測定を行いました。結果は次のとおりです。

ア 上越新幹線

平成28年度に実施した新幹線鉄道騒音・振動の調査結果及び新幹線鉄道騒音の環境基準達成状況については、表2-4-2-13に示すとおりでした。なお、測定結果にある25m、50mとの表示は、それぞれ、上下線中心線から測定地点までの距離を表しています。

それによると、線路に近い25m地点における多くの測定地点で新幹線鉄道騒音に係る環境基準を超過していました。

また、振動については、環境保全上緊急を

要する新幹線鉄道振動対策に示されている勧告指針値（70 dB）を各測定地点とも下回っていました。

イ 北陸新幹線

平成28年度に実施した新幹線鉄道騒音の調査結果及び鉄道騒音の環境基準達成状況については、表2-4-2-14に示すとおりでした。

それによると、線路に近い25m地点で新幹線鉄道騒音に係る環境基準を超過している地点がありました。また、振動については、環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策に示されている勧告指針値（70 dB）を各測定地点とも下回っていました。

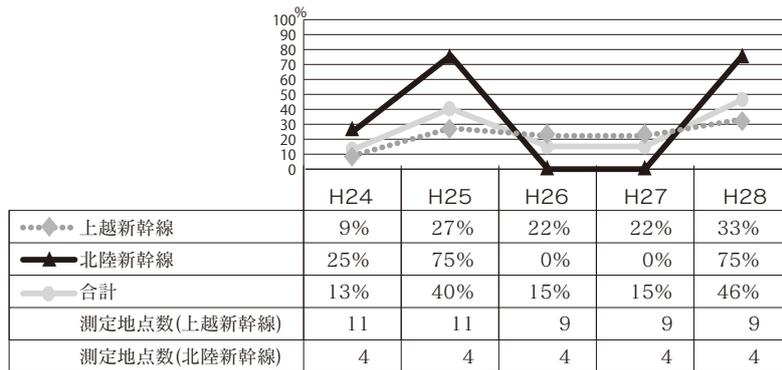
表2-4-2-13 平成28年度上越新幹線鉄道騒音・振動測定結果及び上越新幹線鉄道騒音の環境基準達成状況

測定場所	地域の類型	測定地点側の軌道	列車平均速度 (km/h)	測定結果 (dB)			環境基準達成状況	
				騒音		振動 25m	達成地点数	達成比率
				25m	50m			
高崎市木部町	I	下り側	220	73	68	55	3	33%
高崎市上佐野町	I	上り側	170	72	64	57		
高崎市飯塚町	I	下り側	157	73	71	40		
高崎市問屋町	II	下り側	157	69	66	60		
高崎市下小鳥町	I	下り側	158	67	67	56		
高崎市福島町	I	上り側	191	74	67	56		
藤岡市岡之郷	II	下り側	227	75	73	50		
渋川市川島	I	下り側	227	75	71	58		
みなかみ町月夜野	I	上り側	214	74	68	60		

表2-4-2-14 平成28年度北陸新幹線鉄道騒音・振動測定結果及び北陸新幹線鉄道騒音の環境基準達成状況

測定場所	地域の類型	測定地点側の軌道	列車平均速度 (km/h)	測定結果 (dB)			環境基準達成状況	
				騒音		振動 25m	達成地点数	達成比率
				25m	50m			
高崎市浜川町	I	下り側	197	69	65	56	3	75%
高崎市箕郷町	I	上り側	229	72	68	58		
高崎市中里見町	II	下り側	239	74	70	51		
安中市中秋間	I	下り側	201	67	64	40未満		

図2-4-2-12 新幹線騒音の環境基準達成状況の推移（25m地点）



ウ 平成28年度東北・上越新幹線鉄道騒音に係る75デシベル対策達成状況調査
環境省からの委託事業として上越新幹線の

沿線5か所で騒音の調査を行ったところ、その結果は、表2-4-2-15のとおりでした。

表2-4-2-15 75デシベル対策達成状況調査結果（群馬県）

	地域の類型	測定地点側の軌道	列車平均速度(km/h)	測定結果	環境基準達成状況	
				騒音 25m	達成地点数	達成比率
藤岡市中付近	II	下	232	72	2	40%
高崎市阿久津付近	I	下	197	74		
高崎市飯塚町付近	I	下	145	69		
高崎市下小鳥町付近	I	下	203	72		
高崎市保渡田町付近	I	下	219	74		

(4) 道路交通騒音の測定評価

道路交通騒音面的評価は、県内全域の主要な道路に面する地域における自動車騒音について、原則5年間（最長10年間）で測定評価を行い、自動車騒音の環境基準達成状況を調査しています。

平成28年度に群馬県及び県内12市が道路交通騒音面的評価を行いました。結果は表2-4-2-16のとおりです。

県では、これまでの路線に加え千代田町におけ

る1路線で行いましたが、結果は表2-4-2-17のとおりです。この評価は、環境省から示されている「自動車騒音常時監視マニュアル」に基づき実施したものです。

なお、達成率は、道路端から両側50mの範囲内にある住居等について推計した騒音レベルを基に、その範囲内の住居総戸数のうち環境基準を達成している数の割合を算出した結果です。

表2-4-2-16 平成28年度道路交通騒音面的評価結果

評価主体	評価区間延長(km)	評価対象住居等総戸数	環境基準達成戸数	全時間帯達成率(%)
群馬県(町村分)	33.1	2,958	2,652	89.7%
12市	1,637.6	116,969	112,131	95.9%
合計	1,670.7	119,927	114,783	95.7%

図2-4-2-13 道路交通騒音面的評価結果全時間帯達成率の推移

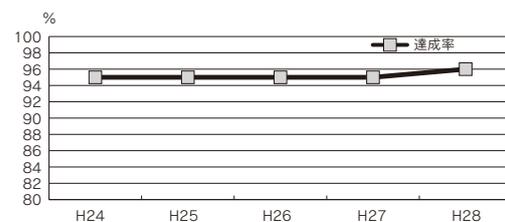


表2-4-2-17 平成28年度道路交通騒音面的評価結果（群馬県実施分）

○評価対象路線

市町村	路線名	評価区間延長(km)	評価区間始点	評価区間終点	全時間帯達成率(%)
千代田町	足利邑楽行田線	3.0	千代田町大字木崎	千代田町大字上中森	84.4

○評価区間全体

評価対象住居等総戸数	昼間・夜間とも基準値以下	昼間のみ基準値以下	夜間のみ基準値以下	昼間・夜間とも基準値超過
32	27	4	0	1

○近接空間

評価対象住居等総戸数	昼間・夜間とも基準値以下	昼間のみ基準値以下	夜間のみ基準値以下	昼間・夜間とも基準値超過
5	5	0	0	0

※近接空間

・2車線を越える車線を有する幹線交通を荷担う道路の場合、道路端から20mまでの範囲
 ・2以下の車線を有する幹線交通を担う道路の場合、道路端から15mまでの範囲

○非近接空間

評価対象住居等総戸数	昼間・夜間とも基準値以下	昼間のみ基準値以下	夜間のみ基準値以下	昼間・夜間とも基準値超過
27	22	4	0	1

(5) 防音対策の要望

測定調査等の結果を踏まえ、平成28年度には次の要望を行いました。

ア 高速自動車道沿線騒音対策要望

各高速自動車道における環境基準の達成及びその維持については、県内の沿線市町村から遮音壁設置要望をまとめ、平成28年8月に東日本高速道路(株)高崎管理事務所に要望を行いました。

また、平成28年11月には関係県で構成する「東北・上越・北陸新幹線、高速自動車道公害対策10県協議会」を通じて同社に要望

を行いました。

イ 新幹線騒音対策要望

上越・北陸新幹線における環境基準の達成及びその維持については、平成28年11月に関係都県で構成する「東北・上越・北陸新幹線、高速自動車道公害対策10県協議会」を通じて東日本旅客鉄道(株)本社及び(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構に要望を行いました。

また、測定の結果、環境基準未達成地域があることから、平成29年3月に東日本旅客鉄道(株)高崎支社に発生源から出る騒音の防止対策をより一層強化するよう強く要望しました。

3 騒音・振動の業務を行う市町村に対する支援

「騒音規制法」及び「振動規制法」を運用する上で必須となる騒音・振動の測定に係る知識の習得のため、市町村職員を対象に、平成24年度から「騒音・振動市町村担当者研修」を開催しています。

さらに、平成27年度に、「騒音規制法」、「振動規

制法」及び「群馬県的生活環境を保全する条例」における地域指定の権限を市に移譲し、市町村が運用しやすい法制度の整備を図りました。今後も市町村の実情を十分に考慮しながら、市町村が行う騒音・振動の業務を支援していきます。

4 騒音・振動防止のための路面改善の促進

沿道に住居が連担している地域で、通行車両による騒音レベルが3年連続して環境基準を超えている箇所、低騒音舗装を敷設し、騒音の低減を図ります。

通常のアスファルト舗装が空隙率4%程度であるのに対し、低騒音舗装は空隙率が20%前後の排水性舗装^{*16}を使用することで、自動車騒音が

吸収され、騒音レベルが3 dB程度低下します。

本事業は平成10年度から実施しており、施工実績は表2-4-2-18のとおりです。

表2-4-2-18 低騒音舗装の施工実績 (単位:km)

年度	24まで	25	26	27	28
整備延長	28.4	1.6	2.2	1.5	0.6

*16排水性舗装：骨材の粒度の粗い特殊な舗装で、排水性に優れ、車両の騒音低減効果もあります。